

日本マンション学会 2025 横浜大会一般報告注意事項

2024 年 10 月 31 日
学術委員会

■内容に関する注意事項

1. 他者の尊厳や基本的人権を十分尊重して研究活動を行ってください。
2. 他者の有する著作権、著作者人格権その他の権利または名誉・プライバシー等を侵害しないよう十分注意してください。この観点からは、マンション名などの固有名詞を挙げるのは避けた方が無難です。
3. 守秘義務を負う事項を公表しないよう十分注意してください。特定のマンションや会社などについて発表する際には、管理組合など関係者の了解を取ってください。
4. 次の行為をしてはなりません。
 - 1) 捏造、改ざん、盗用など研究倫理に反する行為
 - 2) 発表倫理に反する行為
 - 3) 調査対象者に対して十分な説明と意思確認を行うことなくデータを収集する行為
 - 4) 調査対象者の意思に反してデータを公表する行為

研究倫理等について不安がある場合には、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]」などを予め受講してください。
(<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>)

5. 主観的な表現は避け、客観的な記述や表現となるよう努めて下さい。
6. 報告に際しては、先行業績を十分に調査して、なぜ報告をするのかとの問題意識（先行業績では〇〇の点が調査・検討されていない、など）を明確にして下さい。
7. 論理の飛躍がないよう十分に注意してください。
8. 物件や商品の宣伝など自己の経済的な利益を図ることは、認められません。
9. 原稿や発表内容がこの注意事項に違反していたことによって、第三者との間で紛争が生じ、その結果本学会に損害が生じた場合には、発表者にその責任を負っていただきます。

■形式に関する注意事項

10. マンション学大会報告集の分科会報告の見本原稿にしたがって原稿を執筆してください。(<https://www.jicl.or.jp/activity/submission/>)
11. 文体については「である調」を使ってください。
12. 文献等の出典の表示方法については、発表者の所属する学問領域の慣行に従ってください。慣行が不明な場合には、次の例を参考にして下さい。

書籍	鎌野邦樹『マンション法案内〔第2版〕』（勁草書房、2017年）
雑誌論文	鈴木克彦「マンションにおける“二つの老い”問題と今後の対策」自治体法務研究 74号（2023年）
Web上の資料	「法制審議会区分所有法制部会第1回会議 議事録」 (https://www.moj.go.jp/content/001386500.pdf)（2024年10月22日アクセス）

以上